

別表第 1 (第 5 条関係)

扶養親族等の数	金額
0 人	3,604,000円
1 人以上	3,604,000円に扶養親族等 1 人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき630,000円とする。)を加算した額